

## 4 学長による改善方針

2012 年度自己点検・評価の評価結果及び 2007 年度認証評価の評価結果において示された「長所」や「課題」に対し、さらなる長所の伸長や改革・改善を推進するため、「教育・研究に関する年度計画書（学長方針）」を踏まえ、大学改革に向けた改善方針を示す。

### 基準 1 理念・目的に関する改善方針

- ① 建学の精神を具現化し、本学が目指すべきビジョンとして示した「明治大学グランドデザイン 2020—ビジョンと重点施策—」について、構成員及びステークホルダーの理解が深まるよう周知を工夫する。
- ② 大学構成員及びステークホルダーに対して、建学の精神である「権利自由」「独立自治」及び本学の使命「世界へ —「個」を強め、世界をつなぎ、未来へ」、さらには本学の目的や教育目標に関する浸透を確認し、理解を広げる。
- ③ 中長期ビジョンを示し重点施策の起点となる「グランドデザイン」について、策定・検証の管理手続きを教学マネジメントシステムの中に具体化し、「長・中期計画書」、「単年度計画書」、「自己点検・評価」等を含めたマネジメント体系を整備する。

### 基準 2 教育研究組織に関する改善方針

- ① 将来構想委員会等において、本学にふさわしい学生規模、教員組織のあり方、学科・コースのあり方等を検討する。合わせて学長の下で教務部が中心となって検討されている「総合的教育改革」を推進する。法令上の授業時間数を確保しつつ、学生の主体的な学びを喚起する授業方法の検討、全学共通科目の再構築と「見える化」、授業科目数や履修者数の適正規模を検証・検討し、引き続き教育の質向上に努める。
- ② 本学の「建学の精神」に基づき、かつ社会の変化に対応し、多様化する学生の要望を充足するために、スポーツ科学部（仮称）の具体化をはじめとして、教育課程の充実をはかる。また、2013 年 4 月に開設した総合数理学部については、学年進行に伴う教育プログラムの充実を支援していく。
- ③ 2013 年 4 月に総合数理学部が開設されたことにより、大学院先端数理科学研究科へとつながる教育・研究組織が整備され、文部科学省「卓越した大学院拠点形成支援補助金」を獲得した。今後も、先端数理科学インスティテュート（MIMS）、大学院先端数理科学研究科、総合数理学部との組織的な教育・研究の推進や外部資金獲得のために、学内の協力体制、組織間の連携を強固にしていく。
- ④ 研究科によっては専攻単位で、必要教員数の不足、数年にわたる定員未充

足等の問題が発生している。学部における学科と研究科における専攻の対応関係を確認するとともに、教員数の確実な確保と定員充足率の向上のための改善策を検討していく。

### 基準3 教員・教員組織に関する改善方針

- ① 専任教員数については当面のスチューデントレシオ（SR）の目標値を設定して具体的に改善が進められてきたが、これを継続しつつ、将来構想委員会においてSR及び適正な教員任用水準について検討を進め、全学的な教育研究力の向上を図る。
- ② 一部の研究科で、大学院設置基準に定める必要教員数が不足している専攻が存在する。これらの不足は2014年度には解消される見通しであるが、今後は、人事計画に関して学部と研究科の連携を強化するとともに、研究科における専攻の位置付けについても改めて長期的視点から検討を行う。また、この点に関連して、大学院担当教員の資格、設置基準上の必要数、担当教員実数等のデータ整備を含め、大学院共通の教務体制を強化していく。

### 基準4 教育内容・方法・成果に関する改善方針

#### 4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針

- ① 学位授与方針、教育課程編成・実施方針等、教育に関わる各種目標や方針の検証プロセスを確立し、そのなかから、本学の教育改革の方向性（教育目標）を明確に示す「明治の教育力の飛躍に向けた総合的教育改革」を学内に公表した。教務部委員会、大学院委員会を中心に、各学部・各研究科において、教育改革を恒常的に実施する。

#### 4-2 教育課程・教育内容

- ① 「国際通用性」の高い教育システム構築のため、教育課程の体系化、適正規模の実現などにより、学生が主体的に学ぶ体制の整備を進める。また、授業改善アンケートや成績調査により学習達成度の視点で組織的に教育改善を図る質保証システムの実現をめざして、検討をすすめる。これらのために、教育開発・支援センターの機能を強化して取り組む。
- ② これまで導入した「学際的・グローバル対応科目」（学部間共通総合講座、国際教育プログラム、3つの文部科学省教育改革支援事業など）をより学生が履修しやすく改善するための体系化と検証システムを構築する。
- ③ 海外派遣学生と外国人留学生のための教育プログラムや資格課程等における段階的履修体系などにおける本学独自の教育内容をさらに推進する。
- ④ 大学院を国際的な教育研究拠点とするため、英語による授業科目の増加、英語による研究指導の実施等を進めると同時に、人文系、社会科学系、自然科学系のそれぞれの分野で国際教育プログラムを構築する。さらに組織的なFD活動を強化し、各研究科の学生定員を充足するための取り組みを

支援する。

- ⑤ 大学院学生が国際的な研究活動で必要とする能力の育成を目的として、「学術英語コミュニケーション」「英文学術論文研究方法論」の整備を進めてきた。その結果、大学院学生の国際学会での報告数は大きく増加している。今後は、英語能力以外に大学院学生が国際的な研究活動で必要とする能力の育成に資する科目の設置も検討する。
- ⑥ 学位プログラムに基づく大学院教育を確立するという観点から、コースワークの充実、シラバスの整備などを全研究科共通の基準で整備していく。

#### 4-3 教育方法

- ① 教務部委員会、教育開発・支援センター「教育評価専門部会」、大学院委員会を中心に、各学部・各研究科のカリキュラムや教育方法のさらなる改善を進め、組織的なFD活動の実践と実質化を強化する。
- ② 授業の性質にあった多様な教育方法（学部間共通総合講座における「課題解決・企画実践形式」、全学共通科目での学習内容や教育方法の平準化・統一化、語学教育での効果的な学習方法の導入、ユビキタスカレッジにおける教育の公開、ラーニングコモンズ機能を発揮した図書館の学習支援など）をさらに推進するとともに、多様化する学生に見合った対応（留学生のための日本語・日本事情のより柔軟な授業運営など）を検討する。
- ③ 初年次教育の改善のための学部横断的な取り組み等により、新しい教育プログラムの導入や教育方法を開発し、教育力向上に取り組む。
- ④ 学位プログラムに基づく大学院教育を確立するという観点から、大学院において、コースワークの充実とともに「研究指導計画に基づく研究指導」の充実を図る。

#### 4-4 成 果

- ① 学士課程においては、各授業において学生による授業改善アンケートを実施している他、2013年度には学長室において本学の理念・目的や3つのポリシーの有効性、教育研究支援に対する学生の評価などを把握するために「学修環境に関するアンケート」を試行的に実施した。しかし、学生の学習実態や教育成果に注目した現状把握や測定・評価のあり方を検討し推進する体制については、その構築が遅れているので、これを整備していく。
- ② 教育プログラムや授業科目のレベルでは学習成果を測定するための評価指標の開発を積極的に進めているが、全学として、学生の学修成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測る仕組みは十分に推進されているとはいえない。学生の自己評価の仕組みや制度（学習ポートフォリオの運用）、就職先の評価、卒業生評価等の卒業後の評価などを導入し、これらを推進することで学生の学習達成度の検証を行う。
- ③ 大学院における学習成果の測定は、学位授与状況、日本学術振興会特別研究員採用状況等を指標としている。文部科学省の大学院GP採択による効果

## 学長による改善方針

もあり、近年、博士学位（課程博士）授与者数も増加傾向にある。今後は、大学院学生の進路の把握等も含めて、各研究科が教育目標に沿って適切に成果を挙げていることを示していく必要がある。

### 基準5 学生の受け入れ

- ① 学部ごとの一般入試、全学部統一入試、大学入試センター利用入試からなる一般選抜入試を実施することにより、本学への受験機会を複数提供しているが、地方からの入学者数の確保や合格者の受け入れの支援策を検討する。
- ② 本学の教育プログラムや明大生の姿を「可視化」し、志願者ならびに社会により明確な形で提示するために「大学ガイドブック」の充実に加え、デジタルパンフレットの導入など新しい媒体による情報提供の実効性、有用性を検証する。
- ③ 収容定員に対する在籍学生数比率を改善すべき学部・研究科があることから、大学全体を管理する体制を明確にする。
- ④ 全学的な入試データを管理、公表を行っている入学センターと学部での入試分析を有機的に結びつけ、学生受け入れ方針の検証などを実行化する方策を検討する。

### 基準6 学生支援に関する改善方針

- ① 現在、個々に策定されている修学支援、生活支援、進路支援等の方針を基にして、本学としての総合的な学生支援方針を教務部と学生部が一体となって検討、策定し、ホームページ等で学生に明示する。
- ② 多様化している学生の学習成果や生活実態を調査することから、外国人留学生からニーズの高いキャリア形成・進路支援の充実や、障がいをもつ学生に対する学修支援体制のより一層の整備などを含め、より適切な学生支援（修学支援、生活支援、就職・進路支援）策を検討する。特に、退学状況等の現状把握と検証について責任主体を明確にして実施する。
- ③ キャリア教育の定義を明確化し、これまで導入してきた各種就職支援プログラムとの有機的連携を図ることで、学生が納得のいく進路選択を行えるよう支援をさらに強化する。
- ④ 入学時貸費奨学金制度を給費型制度へ移行するなど、これまで推進してきた給費奨学金へのシフトをさらに進めるとともに、奨学金の抱える諸課題の検討体制を構築する。

### 基準7 教育研究等環境に関する改善方針

- ① 駿河台キャンパスについては、グローバル・フロントの使用開始並びにリバティタワー及びアカデミーコモン改修を踏まえて、教育（特に教室事情の改善）研究環境の整備を推進する。中野キャンパスについては、国際化・先端研究・社会連携の拠点にふさわしい教育研究環境を実現するために不可

## 学長による改善方針

欠な第2期工事の建設計画を策定する。

- ② 猿楽町地区の再開発については、千代田区との協議の動向を踏まえ、駿河台キャンパス全体の展望の中で、基本計画の策定に取り組む。
- ③ 和泉キャンパス・生田キャンパスについては、バリアフリー化に配慮しつつ、和泉新教育棟、生田新研究施設の設置計画を検討する。
- ④ 防災に関する校規・組織について、統括防災本部の役割や位置づけの明確化とその具体的運用のマニュアル化により危機管理体制の強化を図る。
- ⑤ 図書館については図書・電子媒体の値上がり及び予算の削減に伴い財源確保が課題となっている。他大学と共同した分担収集、蔵書構成の適性化、資料保存方針の見直しを行うと同時に、費用対効果の向上を目指した電子資料の利用促進につながる図書館リテラシー教育の一層の充実を図る。
- ⑥ 研究・知財戦略機構において、組織的な研究をさらに支援するため、基盤研究部門の役割・機能の検討、研究活動の海外発信体制の強化、また「グローバル・フロント」における世界的研究拠点の形成等に関連して、研究支援体制を整備する。また、機構の下で研究に専従する研究者の任用及び研究促進のため組織・制度を充実する。加えて、公的研究費の適正な管理に関する体制を整備する。
- ⑦ 大型研究資金を獲得した教員や、戦略的な研究分野として指定するクラスター、インスティテュート等を推進する教員に対する支援を拡充する。支援策として、専門的な研究支援者（RA）の柔軟な配置、授業時間や校務の軽減措置、学内研究費の優先配分等を実現する。
- ⑧ 国際的な研究交流の活性化と本学の海外におけるプレゼンスを向上させるため、国際シンポジウム等の誘致可能な環境の整備を行うと同時に、海外発信支援委員会を通じた研究成果の発信を積極的に行う。
- ⑨ 教職員の社会連携活動によって生ずる利益相反関係について適切に対処するため、全学的な管理体制を構築する。

### 基準8 社会連携・社会貢献に関する改善方針

- ① 社会連携機構の下での4キャンパスや黒川農場に創立者出身3地域等を加えた地域を核とした地域連携活動、研究・知財戦略機構を中心とした研究成果を活用した産学連携活動、さらに国際的な貢献活動を踏まえ、全学的な「社会連携ポリシー」をより明確化する。特に東日本大震災からの復興支援活動については、教育・研究面も含めた総合的な取り組みとして推進する。
- ② 産業社会・地域社会の課題解決や、そのための学習機会の提供について、多様なニーズに応えるべく、総合大学としてふさわしい内容と規模をもって取り組む。また、大学博物館及び平和教育登戸研究所資料館による歴史・平和・科学教育の普及・発信も一層充実させる。
- ③ 企業等との共同研究・調査、受託研究・調査の活性化のための環境整備を推進するとともに、研究・調査の成果を社会に還元するための人材の養成や、

適切な知的財産権の管理に努める。

#### 基準 9 管理運営・財務に関する改善方策

- ① 管理運営方針について、大学の理念やビジョンである「明治大学グランドデザイン 2020—ビジョンと重点施策—」の達成にむけ、理事会の下の中期計画策定委員会と連携をはかりながら具体的指針を明確にする。
- ② 大学運営について、学長権限の確立、評議員数、理事会構成員の見直し、理事の詮衡方法等、大学の意思決定に係わる諸課題解決にむけ、本学にとって最適なガバナンスのあり方を検討していく。また、法人と教学が一体となった大学運営を目指すために法人と教学の連絡会を定例化させていく。
- ③ 教育・研究の発展計画実現のために、総合的な人事制度の見直しを行う。新たに開設された中野キャンパスの事務体制をはじめ、教学における諸事業遂行のために教職協働を実現する人事制度の設計を目指す。SDの促進では、業務創造能力を開発する研修や人材育成の仕組みを構築する。
- ④ 外部資金を含む競争的資金の受入れを強化し、教育研究費比率を向上させることにより経常費補助金の増額を図る。特に競争的資金を獲得した事業の計画については、補助期間終了後も、将来にわたって本学の教育研究に貢献できるよう計画するとともに、毎年度の評価を行うことによる学内予算化のあり方についても検討をおこなっていく。
- ⑤ 将来的な大学の発展と永続のための諸課題の検討が、財政検討委員会での議論を踏まえ、中期計画策定委員会に引き継がれている。グランドデザインや長期ビジョンを実現するための財政計画の策定と関連部局によるきめ細かな情報開示を要請するとともに、学内の合意形成に努めていく。

#### 基準 10 内部質保証に関する改善方策

- ① 本学として定めるべき方針をより明確化し、その検証プロセスの有効性を高めるための工夫に努める。
- ② 根拠（エビデンス）に基づく評価をより適切に行うため、学内データについて定義の統一やデータを集約する基盤整備（IR：Institutional Research）を進める。客観的な評価方法を工夫し、より分かりやすい教育情報の公表方法を検討する。
- ③ 自己点検・評価プロセスの活用により改革・改善を促進するため、報告書の「全学委員会委員によるコメント」、「評価委員会による評価結果」「学長による改善方針」に基づく、学長方針・年度計画書の策定と予算プロセスとの連動を制度化する。
- ④ 各部門における自己点検・評価担当者の評価手法を高め、自己点検・評価の実質化を図るため、「ニューズレター『じこてん』」による啓発や評価実務担当者説明会での研修内容を充実する。

以上